

石垣市公共交通乗務員確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市の公共交通において、重要な役割を担う一般乗合旅客自動車運送事業所又は一般乗用旅客自動車運送事業所に従事する乗務員を確保し、その乗務員を雇用した事業者を支援することにより、本市の市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を目的とし、予算の範囲内で、補助金を交付することについて、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援補助金の種類)

第2条 この要綱に基づく支援補助金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 就労支援補助金
- (2) 事業継続支援補助金

(対象者)

第3条 支援補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 就労支援補助金 本市内に営業所を有し、本市内にて運行を行う道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業へ、令和5年4月1日以降に新規就職または復職した者。ただし、令和5年4月1日以降に市内同事業者より新たに転職した者を除く。

(2) 事業継続支援補助金 法3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、本市内に営業所を有し、本市内にて運行を行う者で、就労支援補助金対象者を雇用した者

(就労支援補助金の申請)

第4条 就労支援補助金の交付を受けようとする対象者は、別表1に掲げる書類を添え、令和6年2月16日までに市長に提出しなければならない。

(事業継続支援補助金の申請)

第5条 事業継続支援補助金の交付を受けようとする対象者は、別表2に掲げる書類を添

え、令和6年2月29日までに市長に提出しなければならない。

(支援補助金の額)

第6条 支援補助金の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとし、本市予算の範囲内とする。

(1) 就労支援補助金 1人につき定額10万円

(2) 事業継続支援補助金 雇用した人数1人につき定額2万円

(支援補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 市長は、第4条、第5条の規定により申請書を受理し、その内容を適当と認めたときは、石垣市公共交通乗務員確保支援補助金事業交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(支援補助金の請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた対象者は、速やかに石垣市公共交通乗務員確保支援補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)により支援補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書を審査し、適正と認めたときは、速やかに支援補助金を交付するものとする。

(現況報告)

第9条 支援補助金の対象者は、交付決定兼確定通知を受け、6月を経過した日から起算して30日以内までに、別表3に掲げる現況報告書等を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、支援補助金の適正な交付を確保するため、対象者に対し、前条の規定に関わらず報告を求め、事業所等に立入り、調査又は関係者に質問する等の調査を行うことができる。

(支援補助金の返還)

第11条 市長は、支援補助金の交付決定及び確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援補助金の交付決定及び確定通知を取消し、又は既に交付した支援補助金について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 就労支援補助金対象者が雇用から6月を経過する前に離職したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援補助金の交付を受けたとき。
- (3) 支援補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件または変更決定の内容に違反したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条、第10条及び第11条の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

- 1 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金就労支援補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 在籍する事業者の確認及び報告書（様式第 2 号）
- 3 在籍する事業者へ提出した履歴書（写し）
- 4 就労支援補助金申請者の住民票（写し）
- 5 就労支援補助金申請者の義務履行証明書（写し）
- 6 就労支援補助金申請者が所有する 2 種免許証（写し）
- 7 その他市長が必要と認めるもの

別表 2（第 5 条関係）

- 1 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金事業継続支援補助金交付申請書（様式第 3 号）
- 2 就労支援補助金申請者が所有する 2 種免許証（写し）
- 3 事業認可許可書（写し）
- 4 その他市長が必要と認めるもの

別表 3（第 9 条関係）

- 1 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金現況報告書（様式第 6 号）
- 2 就労支援補助金申請者の雇用状況が確認できる書類
- 3 その他市長が必要と認めるもの